

別紙 1

帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）第35条の規定に基づき、関係する行政機関、民間団体等との連携協力体制を築き、本市における障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援等を適切に実施するため、帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

（付議事項）

第2条 会議は、法第35条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項について情報交換、協議及び検討を行う。

- （1） 障害者虐待防止に関する各機関及び団体の現状や課題等に関する事項
- （2） 障害者虐待の予防対策、早期発見、早期対応及び支援に関する事項
- （3） 障害者虐待防止に関する啓発や研修活動に関する事項
- （4） その他法第35条に規定する目的実施に必要な事項

（組織）

第3条 会議は、別表に掲げる関係機関、団体の長又はその長が指定する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（議長）

第4条 会議に議長を置き、議長は帯広市保健福祉部長とする。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、議長が招集し、その議事を主宰する。

- 2 議長は、議事の内容により、構成員以外の関係機関、団体に所属する者を出席させることができる。
- 3 会議に専門ミーティング機関を置くことができる。

（専門ミーティング機関）

第6条 前条第3項の専門ミーティング機関は、障害者虐待への早期対応を図るため、実働を担うものとし、これに必要な情報交換や役割分担、その対応等について協議する。

- 2 専門ミーティング機関は、別表に掲げる関係機関、団体等から必要な職員等の出席により開催し、議長が招集するものとする。

（事務局）

第7条 会議の事務を処理するため、帯広市保健福祉部障害福祉課内に事務局を置く。

(守秘義務)

第8条 構成員及び会議に出席した関係者等は、正当な理由がある場合を除き、その知り得た秘密を他に漏らしてはならない。構成員及び関係者等でなくなった場合も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 1月 4日から施行する。